

広報くしろ等制作業務委託  
内 容 説 明 書

2022年（令和4年）10月  
釧路市

## 「広報くしろ等制作業務委託」の発注に係る公募内容説明書

釧路市（以下「市」という。）では、「広報くしろ等制作業務委託」に係る入札公告に基づく総合評価落札方式一般競争入札については、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この内容説明書等によるものとする。

なお、内容説明書等とは、この内容説明書と、内容説明書に添付している「落札者決定基準書（添付資料1）」、「企画提案書作成要領（添付資料2）」、「広報くしろ制作業務委託仕様書（添付資料3）」のすべてを指す。

### 1. 告示期間

2022年（令和4年）10月19日（水）から2022年（令和4年）10月26日（水）まで

### 2. 業務委託の概要

#### (1) 業務委託名

広報くしろ等制作業務委託（以下「本委託」という。）

#### (2) 業務委託期間

2023年（令和5年）4月1日～2026年（令和8年）3月31日  
（2023年（令和5年）5月号～2026年（令和8年）4月号）

#### (3) 業務委託内容の概要・詳細等

ア. 広報くしろ掲載依頼原稿集約業務

イ. 広報くしろ企画・編集業務

ウ. 広報くしろ掲載記事取材業務

エ. 写真取材業務

オ. 広報くしろ紙面案校正業務

カ. 広報くしろ印刷・製本業務

キ. 広報くしろ配送・郵送業務

ク. 広報くしろ広告掲載業務

ケ. 釧路市ホームページ用データ作成業務

コ. くしろ市議会だより（以下「議会だより」という。）紙面案作成業務

サ. 議会だより紙面案校正業務

シ. 議会だより印刷・製本業務

ス．議会だより納品業務

なお、詳細については、別添「広報くしろ等制作業務委託仕様書（添付資料 3）」のとおり。

### 3. 契約の方法

本委託の内容から次の２種類の項目について、契約を締結する。

#### (1) 制作業務費

本委託業務のうち、広報くしろ及びくしろ市議会だより（以下「広報紙等」という。）を制作し、市が指定する場所への配送・郵送する業務を含む一切の経費をいう。

契約は、3カ年の印刷予定数量に対して、1頁あたりの単価契約を行う。

支払いについては、市は受託者に対し、広報紙等納品後の検査終了後に、各発行号の頁相当分を支払う。

なお、各発行号において、市の複数の担当課などから受託者に対して支払いが生じることがある場合は、市と受託者で請求書の提出先等を協議する。

#### (2) 広告収入

広報くしろに掲載する広告の広告料を入札により決定する。

契約は、受託者が市に納める3カ年の広告料で契約をする。

広告枠の数、大きさ及び掲載場所については、受託者が市に提出する企画提案書に基づくこととする。

広告料は、3カ年総額で8,316,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上を市に納付できるように企画提案書を作成すること。

広告料の納付は、受託者が市と契約締結する広告料の契約金額を分割で市に納付すること。

受託者は、広報くしろに掲載する広告の大きさが同じ場合に、広告主から徴収する金額に差異が生じないように、十分配慮すること。

広報くしろに掲載する広告のデザイン等の作成に要する費用は、受託者の負担とする。

その他広告に関することは、契約書、釧路市広告事業実施要綱、広告掲載等基準、広報くしろ広告掲載等基準及び広報くしろ等制作業務委託仕様書に基づき実施すること。

#### (3) 契約の手続き

本委託の契約は、落札者が決定した後、市が指定した日まで本契約を締結す

る。

#### 4. 予定価格

(1) 広報くしろ等制作業務委託 1頁あたり単価 2,78円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(2) 広報くしろ広告掲載業務(3カ年) 8,316,000円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

#### 5. 消費税及び地方消費税の取り扱い

契約期間中に消費税及び地方消費税の税率の変更があった場合は、施行日以降に履行した業務については消費税及び地方消費税に相当する金額を変更する。

#### 6. 連絡先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働担当

電話 0154-31-4504

※必要書類等の提出及び問い合わせ等の受け付けは、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで行う。ただし、提出書類のうち、別途期限が設定されているものについては、その期限に従うものとする。

#### 7. 入札の方式

受託者の選定に当たっては、民間事業者の技術力を総合的に判断することを可能にするため、入札価格及び企画提案書を求め、その提案内容を総合的に評価し受託者を決定する「総合評価落札方式一般競争入札」による入札方式を採用する。

#### 8. 入札参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 2021・2022年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に主要品目で「印刷」または「広告企画」で登録されていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者

でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (4) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- (5) 釧路市内に本店、または釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿において、入札・契約締結等の委任を受けている支店、営業所を有していること。
- (6) 公告の日から入札執行日までにおいて、釧路市建設工事等指名停止取扱要綱の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

## 9. 入札参加資格申請等

- (1) 本委託の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。
  - ア. 申請書類
    - ① 総合評価落札方式一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
    - ② 入札参加資格確認調書（様式2）
  - イ. 提出期間
    - 2022年（令和4年）10月19日（水）から2022年（令和4年）10月26日（水）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
  - ウ. 提出先
    - 釧路市黒金町7丁目5番地
    - 釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働担当
    - 電話 0154-31-4504
  - エ. 提出方法
    - 持参（郵送またはファクスによるものは受け付けない。）
- (2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働担当において、告示の日から配布する。また、釧路市ホームページにも掲載する。
- (3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認

められた者は、当該物件の入札に参加することができない。

(4) 入札参加者の確認結果については、2022年(令和4年)10月28日(金)に総合評価落札方式一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(5) その他

ア. 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ. 提出された資料は、提出者に無断で使用しない。

ウ. 提出された申請書類は、返却しない。

## 10. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、市に対して不服審査請求をすることができる。この場合には、2022年(令和4年)11月4日(金)までに書面を提出して行わなければならない。

(2) (1)の書面は、釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働担当に持参して提出するものとする。

(3) 説明を求めた者に対しては、2022年(令和4年)11月11日(金)までに書面で回答する。

## 11. 質問の受け付けと回答

(1) 仕様書及び企画提案書作成要領等に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質問書(様式6)により、メールで行うこととする。

ア. 受付期間

2022年(令和4年)10月19日(水)から2022年(令和4年)10月24日(月)まで

イ. メールアドレス

shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働担当

ウ. メール表題の命名方法

「送信した日付」と「会社名」と「広報くしろ等制作委託内容質問」を表示すること。

※命名の例示

釧路印刷が、2022年(令和4年)10月19日に送信した質問書の表題

「041019 広報くしろ等制作委託内容質問－釧路印刷」

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア. 期間・時間

2022年（令和4年）10月26日（水）午後5時まで

イ. 回答方法

質問回答書により、入札参加希望者すべてに対してメールで回答する。なお、本件入札に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

## 12. 入札書の提出場所等

内容説明書「3. (1)制作業務費」を、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をし、かつ、内容説明書「3. (2)広告収入」を、予定価格以上の価格をもって入札した者のうち、その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする総合評価落札方式一般競争入札により行うので、入札書及び企画提案書等に必要事項を記入のうえ提出すること。

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働担当

(2) 入札書の提出日時

2022年（令和4年）11月14日（月）午前9時から午前11時30分まで

場所：前記(1)と同じ

(3) 入札書の提出方法

ア. 入札書は封筒に入れ封印し、かつ、その表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「広報くしろ等制作業務委託 入札書在中」の旨を記載し、上記(1)宛に入札書の提出期限までに、企画提案書と併せて提出すること。

イ. 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア. 契約規則第10条各号の一に該当する入札

イ. 本告示に示した条件を満たさないものを行った入札

ウ. 申請書類について、虚偽の記載をした者を行った入札

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6) 開札の日時及び場所

日時：2022年（令和4年）11月24日（木） 午前9時30分

場所：釧路市役所本庁舎2階総合政策部市民協働推進課記者レクチャー室

(7) 開札

ア. 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ. 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ. 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、本市職員の求めに応じ、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ. 入札者又はその代理人は、本市職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

オ. 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(8) 入札書の記載方法

入札書は、本委託の内容から次の2種類に分けて、金額を記載すること。

① 広報くしろ等制作業務委託（1頁あたりの単価）

② 広報くしろ広告掲載業務（3カ年の総額）

※注意：上記① 広報くしろ等制作業務委託は、市が受託者に支払うもの。

上記② 広報くしろ広告掲載業務は、受託者が市に納付するもの。

なお、落札予定者の決定に当たっては、① 広報くしろ等制作業務委託は、入札書に記載された金額（単価）の100分の10に相当する額を加算した金額をもって入札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。この場合、小数点以下第2位未満の端数は、切り捨てること。

また、② 広報くしろ広告掲載業務は、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって入札価格とするので、入札者は、消費税



及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 13. 企画提案書等に関する事項

本委託は総合評価落札方式一般競争入札を採用するため、仕様書に基づき入札者から企画提案書を求める。

- (1) 企画提案書の提出場所 上記11の(1)に同じ。
- (2) 企画提案書の提出期限 上記11の(2)に同じ。
- (3) 企画提案書の記載内容・要領については、「企画提案書作成要領」によるものとする。

#### (4) 企画提案書の提出方法

ア. 12部提出すること。

イ. 提出した企画提案書については、原則、修正及び差し替え等は認めない。

- (5) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、すべて入札者の負担とする。

#### (6) 企画提案書の取扱い

企画提案書の内容において、2通り以上に解釈できるものについては、市の解釈によるものとする。

#### (7) 企画提案書の権利関係

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属するが、企画提案書は一切返却しない。ただし、本委託において公表が必要と認められる場合は、市は企画提案書の全部または一部を使用できるものとする。

なお、企画提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札者が負うこととする。

### 14. プレゼンテーション審査の実施

入札者に対し、プレゼンテーション審査の実施について通知を行う。入札者は、企画提案書に基づき、提案概要を説明するプレゼンテーションを行うこと。

#### (1) 時間及び方法

プレゼンテーション時間は10分程度とする。プレゼンテーションの参加者の人数又は参加者の構成は入札者からの申し出に基づき市の了解を得ることとする。

#### (2) 審査

企画提案書の審査は、当市職員及びその学識経験者からなる審査委員が行う。  
詳細は、別添「落札者決定基準」を参照すること。

(3) 開催日時及び会場

2022年（令和4年）11月24日（木）に実施予定。

時間及び会場は各入札者に別途通知する。

## 15. 入札辞退

入札を希望しない場合には、開札の完了に至るまでいつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合には、入札辞退届（様式7）を提出すること。

なお、入札を辞退した場合でも、辞退を理由に以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

## 16. 落札者の決定方法に関する事項

(1) 総合評価審査委員会における審査

本委託に当たり、入札者から提出された企画提案書を公正に審査し、落札者の決定を審議するため、「釧路市広報紙制作総合評価審査委員会」を設置する。

(2) 落札者の決定方法等

落札者の決定に当たっては、「落札者決定基準」に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本委託にとって最適な者を選定するため、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価審査方式を採用し、予定価格の範囲内において、入札があった者のうち、総得点の最も高い者を落札者とする。

ア. 提案内容の評価

「落札者決定基準」に基づき提案内容を評価し、「提案評価点」を付与する。

イ. 入札価格の評価

入札価格等については、「落札者決定基準」に基づき、入札価格に対する点数（以下「入札価格評価点」という。）を付与する。

ウ. 総合評価の方法及び落札者の決定方法

ア及びイで評価した、「提案評価点」及び「入札価格評価点」の合計点数（総得点）が最も高い者を落札者とする。

ただし、「提案評価点」の点数が6割に満たない場合は、「釧路市広報紙制作総合評価審査委員会」において協議する。

エ. 総得点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の決定方法

①入札者それぞれの「提案評価点」、「入札価格評価点」が異なる場合  
「提案評価点」が高い者を落札者とする。

②入札者それぞれの「提案評価点」、「入札価格評価点」が同じ場合  
「広報くしろ等制作業務委託の入札金額」が低い者で、かつ、「広報くしろ  
る広告料の入札金額」が高い者を落札者とする。

③入札者それぞれの「提案評価点」、「入札価格評価点」が同じで、かつ「入  
札金額」が同じ場合

別途日を定め、当該入札者が直接くじを引き、落札者を決定するものとし  
る。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことが  
できないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員がくじを  
引くものとする。

(3) 落札者の公表等

入札結果については、釧路市ホームページに掲載する。

(4) その他

総得点の最も高い者を落札者とするのが、公正な取引の秩序を乱す恐れが  
あり、著しく不相当と認められる場合は、その者から事情を聴取し、合理的な  
理由がないと認められるときは、その者を落札者とせず、次点の者を落札者  
とする。

## 17. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札にあたっての留意事項

入札者は、本内容説明書及びその他の書類の内容について同意の上、入札を  
行うこととし、入札の執行又は落札者の決定に関して、賠償等の請求及びその  
他一切の異議申し立てを行うことができないものとする。

(3) 契約書及び規定の適用関係

落札者は、契約書及び仕様書並びに本委託に係る内容説明書、入札に関する  
質問回答書（以下、「契約書等」とする。）及び企画提案書に従い実施するもの  
とする。ただし、契約書等の内容に差異があるときは、入札に関する質問回答  
書、契約書、仕様書、内容説明書の順に優先して適用されるものとする。

契約書等と企画提案書の内容に差がある場合は、市が、企画提案書に記載さ  
れた内容が契約書等に記載された水準を上回ると認めたときに限り、企画提案  
書が優先して適用されるものとし、その反映結果をもって費用の追加請求を行

うことはできないものとする。

(4) 本委託に関する問い合わせ先

〒085-8505 釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働担当

電話：0154-31-4504

メールアドレス：shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp